

# 公害関係法令に基づく 届出を要する特定施設等一覧表

令和2年3月  
静岡市環境保全課

## 1 大気汚染関係

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設             | 1 |
| 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙発生施設   | 2 |
| 大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設        | 2 |
| 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設           | 3 |
| 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく一般粉じん発生施設 | 3 |
| 大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設           | 3 |
| 大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業          | 3 |
| 大気汚染防止法に基づく水銀排出施設              | 4 |
| (参考)                           | 4 |

## 2 水質汚濁関係

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| 水質汚濁防止法に基づく特定施設                   | 5 |
| 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく水質の汚濁に係る特定施設 | 9 |
| (参考)                              | 9 |

## 3 騒音関係

|   |    |
|---|----|
| 騒音規制法に基づく特定施設                           | 10 |
| 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音に係る特定施設          | 10 |
| 騒音規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音に係る特定建設作業 | 11 |
| 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定作業               | 11 |
| (参考)                                    | 11 |

## 4 振動関係

|   |    |
|---|----|
| 振動規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく振動に係る特定施設   | 13 |
| 振動規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく振動に係る特定建設作業 | 13 |

## 5 悪臭関係

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭に係る特定施設 | 13 |
| (参考)                           | 14 |

## 6 ダイオキシン関係

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設（大気関係、水質関係） | 14 |
|-----------------------------------|----|

## 7 公害防止管理者を必要とする工場

|  |    |
|--|----|
|  | 15 |
|--|----|

## 8 工場等新設・増設事前協議

|  |    |
|--|----|
|  | 18 |
|--|----|

## 9 届出期日、提出先等

|  |    |
|--|----|
|  | 19 |
|--|----|

主な届出様式は、「静岡市ホームページ」の  
「申請書ダウンロードシステム」からダウンロードできますので、ご利用ください。  
静岡市のホームページの URL は、<https://www.city.shizuoka.lg.jp/>です。  
申請書ダウンロードシステムの URL は [https://www.city.shizuoka.lg.jp/000\\_001412.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_001412.html) です。

# 1 大気汚染関係

## 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設（大気汚染防止法施行令別表第1）

|     | ばい煙発生施設  | 規模   |
|-----|--|--|
| 1   | ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）   | 環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下単に「伝熱面積」という。）が10平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。  |
| 2   | 水性ガス又は油ガスの発生用に供するガス発生炉及び加熱炉  | 原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が1日当たり20トン以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。   |
| 3   | 金属の精錬または無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉（14の項に掲げるものを除く。）                    | 原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であること。  |
| 4   | 金属の精錬の用に供する溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（14の項に掲げるものを除く。）                                    |  |
| 5   | 金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。）                              | 火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1平方メートル以上であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が0.5平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。 |
| 6   | 金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉   | 触媒に附着する炭素の燃焼能力が1時間当たり200キログラム以上であること。  |
| 7   | 石油製品、石油化学製品又はコーラル製品の製造の用に供する加熱炉  |  |
| 8   | 石油の精製用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔   | バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり6リットル以上であること。   |
| 8の2 | 石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉  |  |
| 9   | 窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉  | 火格子面積が1平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。  |
| 10  | 無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26の項に掲げるものを除く。）                   |  |
| 11  | 乾燥炉（14の項及び23の項に掲げるものを除く。）  |  |
| 12  | 製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉  | 変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上であること。  |
| 13  | 廃棄物焼却炉   | 火格子面積が2平方メートル以上であるか、又は、焼却能力が1時間当たり200キログラム以上であること。   |
| 14  | 銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉                     | 原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であるか、火格子面積が0.5平方メートル以上であるか、羽口面断面積が0.2平方メートル以上であるか、又は、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上であること。  |
| 15  | カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設   | 容量が0.1立方メートル以上であること。   |
| 16  | 塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設   | 原料として使用する塩素（塩化水素にあっては塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。   |
| 17  | 塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽  |  |
| 18  | 活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉   | バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり3リットル以上であること。   |
| 19  | 化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限る。前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。） | 原料として使用する塩素（塩化水素にあっては、塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。  |
| 20  | アルミニウムの製錬の用に供する電解炉   | 電流容量が30キロアンペア以上であること。  |
| 21  | 燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉                     | 原料として使用する燐鉱石の処理能力が1時間当たり80キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。  |
| 22  | 弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設（密閉式のものを除く。）   | 伝熱面積が10平方メートル以上であるか、又はポンプの動力が1キロワット以上であること。  |
| 23  | トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉                               | 原料の処理能力が1時間当たり80キログラム以上であるか、火格子面積が1平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。  |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 24 | 鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉 | バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が40キロボルトアンペア以上であること。                   |
| 25 | 鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉                            | バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア以上であること。                    |
| 26 | 鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設              | 容量が0.1立方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア以上であること。 |
| 27 | 硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設                  | 硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が1時間当たり100キログラム以上であること。   |
| 28 | コークス炉                                       | 原料の処理能力が1日当たり20トン以上であること。  |
| 29 | ガスタービン                                      | 燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。   |
| 30 | ディーゼル機関                                     |  |
| 31 | ガス機関  |  |
| 32 | ガソリン機関                                      | 燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35リットル以上であること。   |

### 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙発生施設

（静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第1）

| ばい煙発生施設 |  |
|---------|--|
| 1       | パルプ又は紙の製造業における硫化物の製造の用に供するいおう燃焼施設  |
| 2       | アルミニウム又はアルミニウム合金の用に供する溶解炉及び溶融めっき施設   |
| 3       | 鉛又は鉛合金の用に供する溶融めっき施設及び溶射施設  |
| 4       | 弗化炭化水素又は弗素系合成樹脂の製造の用に供する反応施設   |
| 5       | 食料品又は飲料の製造の用に供する直接加熱型の湯煮施設（熱源として電気を使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で0.1パーセント以下であるガス（以下「希硫ガス」という。）を燃料として専焼させるものを除く。）であって、火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。）が1平方メートル以上のもの又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上のもの |
| 6       | 塩素又は塩素系のガスを使用する漂白施設  |

※ 重油換算（ $\frac{\text{kg}}{\text{h}}$ ） 重油：液体燃料：ガス燃料：固体燃料 = 10  $\frac{\text{kg}}{\text{h}}$ ：10  $\frac{\text{kg}}{\text{h}}$ ：16  $\text{m}^3$ ：16kg

### 大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設（大気汚染防止法施行令別表第1の2）

|   | 揮発性有機化合物排出施設   | 規模  |
|---|--|---|
| 1 | 揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）                      | 送風機の送風能力（送風機が設置されていない施設にあっては、排風機の排風能力。以下同じ。）が1時間当たり3,000立方メートル以上のもの |
| 2 | 塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）  | 排風機の排風能力が1時間当たり100,000立方メートル以上のもの                                   |
| 3 | 塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）  | 送風機の送風能力が1時間当たり10,000立方メートル以上のもの                                    |
| 4 | 印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設                | 送風機の送風能力が1時間当たり5,000立方メートル以上のもの                                     |
| 5 | 接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）                                 | 送風機の送風能力が1時間当たり15,000立方メートル以上のもの                                    |
| 6 | 印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）   | 送風機の送風能力が1時間当たり7,000立方メートル以上のもの                                     |
| 7 | 印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）  | 送風機の送風能力が1時間当たり27,000立方メートル以上のもの                                    |
| 8 | 工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）                   | 洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が5平方メートル以上のもの                            |
| 9 | ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。） | 容量が1,000キロリットル以上のもの   |

大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設（大気汚染防止法施行令別表第2）

|   | 一般粉じん発生施設  | 規模  |
|---|--|---|
| 1 | コークス炉  | 原料処理能力が1日当たり50トン以上であること。                            |
| 2 | 鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場                      | 面積が1,000平方メートル以上であること。                              |
| 3 | ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。） | ベルトの幅が75センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が0.03立方メートル以上であること。 |
| 4 | 破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）   | 原動機の定格出力が75キロワット以上であること。                            |
| 5 | ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）        | 原動機の定格出力が15キロワット以上であること。                            |

静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく一般粉じん発生施設

（静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第3）

|    | 一般粉じん発生施設                                    | 規模  |
|----|--|---|
| 1  | 鉱物、岩石又はセメントの用に供する破碎機及び摩砕機（湿式のもの及び密閉式のものを除く。） | 原動機の定格出力が7.5キロワット以上75キロワット未満であること。  |
| 2  | 鉱物、岩石又はセメントの用に供するふるい（湿式のもの及び密閉式のものを除く。）      | 原動機の定格出力が7.5キロワット以上15キロワット未満であること。  |
| 3  | 木材チップ又は木粉の堆積場                                | 面積が1,000平方メートル以上であること。  |
| 4  | 木材チップ又は木粉の用に供するベルトコンベア及びバケットコンベア（密閉式のものを除く。） | ベルトコンベアにあってはベルトの幅が75センチメートル以上のもの、バケットコンベアにあってはバケットの内容積が0.03立方メートル以上であること。 |
| 5  | 木材チップの風送施設（木材チップの製造の用に供するものを除く。）             |   |
| 6  | 穀物用製粉機                                       | 原動機の定格出力が3.7キロワット以上であること。   |
| 7  | 石灰製品の製造の用に供する消化施設                            |   |
| 8  | 打綿機  |   |
| 9  | 金属製品又は木製品の製造の用に供する乾式研摩機                      | 原動機の定格出力が3.75キロワット以上であること。  |
| 10 | 木材加工用の帯のこ盤、丸のこ盤及びびくんな盤                       | 原動機の定格出力が2.25キロワット以上であること。  |
| 11 | 金属製品又は木製品の製造の用に供する吹付塗装施設                     |   |
| 12 | 別珍又はコールテンの仕上施設                               |   |

大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設（大気汚染防止法施行令別表第2の2）

|   | 特定粉じん発生施設         | 規模                        |
|---|-------------------|---------------------------|
| 1 | 解綿用機械             | 原動機の定格出力が3.7キロワット以上であること。 |
| 2 | 混合機               | 原動機の定格出力が3.7キロワット以上であること。 |
| 3 | 紡織用機械             | 原動機の定格出力が3.7キロワット以上であること。 |
| 4 | 切断機               | 原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。 |
| 5 | 研磨機               | 原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。 |
| 6 | 切削用機械             | 原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。 |
| 7 | 破碎機及び摩砕機          | 原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。 |
| 8 | プレス（剪断加工用のものに限る。） | 原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。 |
| 9 | 穿孔機               | 原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。 |

※ 石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。

大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業（大気汚染防止法施行令第3条の4）

|   | 特定粉じん等排出作業                           |
|---|--------------------------------------|
| 1 | 特定建築材料が使用されている建築物又は工作物の解体、改造、補修を行う作業 |

※ 特定建築材料とは、吹付け材、断熱材、保温材、耐火被覆材のうち、石綿を意図的に含有させたもの又は石綿が質量の0.1パーセントを超えて含まれているもの。

## 大気汚染防止法に基づく水銀排出施設

| 水俣条約の対象施設                          | 水銀排出施設  | 規模<br>(以下のいずれかに該当するもの)  |
|------------------------------------|---|---|
| 石炭火力発電所<br>産業用石炭燃焼ボイラー             | 石炭専焼ボイラー<br>大型石炭混焼ボイラー                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・伝熱面積10平方メートル以上</li> <li>・燃焼能力<sup>※1</sup> 1時間当たり50リットル以上</li> </ul>  |
|                                    | 小型石炭混焼ボイラー<br>(バーナーの燃焼の燃焼能力が1時間当たり100,000リットル未満のもの) |   |
| 非鉄金属(銅、鉛、亜鉛及び工業金)製造に用いられる製錬及び焙焼の工程 | 一次精錬の用に供する施設<br>二次精錬の用に供する施設                        | <p>金属の精錬の用に供する、焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、煅焼炉、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉及び平炉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原料処理能力1時間当たり1トン以上</li> </ul> <p>金属の精製の用に供する溶解炉(こしき炉を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火格子面積1平方メートル以上</li> <li>・羽口面断面積0.5平方メートル以上</li> <li>・燃焼能力<sup>※1</sup> 1時間当たり50リットル以上</li> <li>・変圧器定格容量200キロボルトアンペア以上</li> </ul> <p>銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原料処理能力1時間当たり0.5トン以上</li> <li>・火格子面積0.5平方メートル以上</li> <li>・羽口面断面積0.2平方メートル以上</li> <li>・燃焼能力<sup>※1</sup> 1時間当たり20リットル以上</li> </ul> <p>鉛の二次精錬の用に供する溶解炉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃焼能力<sup>※1</sup> 1時間当たり10リットル以上</li> <li>・変圧器定格容量40キロボルトアンペア以上</li> </ul> <p>亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原料処理能力1時間当たり0.5トン以上</li> </ul> |
| 廃棄物の焼却設備                           | 廃棄物焼却炉<br>(一般焼却炉、産業廃棄物、下水污泥焼却炉)                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・火格子面積2平方メートル以上</li> <li>・焼却能力1時間当たり200キログラム以上</li> </ul>  |
|                                    | 水銀含有污泥等の焼却炉等  | 水銀回収義務付け産業廃棄物 <sup>※2</sup> 又は、水銀含有再生資源 <sup>※3</sup> を取り扱う施設(加熱工程を含む施設に限る。)  |
| セメントクリンカーの製造設備                     | セメントの製造の用に供する焼成炉                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・火格子面積1平方メートル以上</li> <li>・燃焼能力<sup>※1</sup> 1時間当たり50リットル以上</li> <li>・変圧器定格容量200キロボルトアンペア以上</li> </ul>  |

※<sup>1</sup> バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算したもの

※<sup>2</sup> 水銀回収義務付け産業廃棄物は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定されています。

※<sup>3</sup> 水銀含有再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定されています。

## 参考 その他、大気関係で規制等を受ける行為等

### 1 屋外における燃焼行為の制限(静岡県生活環境の保全等に関する条例第10章)

- 事業者は、燃焼の際のばい煙、悪臭等を発生するおそれのあるゴム、合成樹脂、油、紙、木材その他の規則で定める物を規則に定める基準によらず、屋外において燃焼させてはならない。(第100条(抜粋))

### 2 自動車等の使用に伴う環境への負荷の低減(静岡県生活環境の保全等に関する条例第11章)

- 自動車等を購入し、又は使用しようとする者は、環境への負荷が少ない自動車等を購入し、又は使用するよう努めなければならない。(第103条(抜粋))
- 自動車等を使用し、又は所有する者は、輸送効率の向上を図ること、公共の交通機関の利用を図ること等により自動車等の走行量を抑制するよう努めるとともに、自動車等の必要な整備及び適正な運転を行うことにより、環境への負荷の低減に努めなければならない。(第104条)
- 自動車等を運転する者は、自動車等の停車をする場合には、当該自動車等の原動機を停止しなければならない。(第105条第1項(抜粋))
- 自動車等の駐車のための施設を管理する者は、当該施設を利用する者が自動車等の原動機を停止するように指導しなければならない。(第105条第2項(抜粋))

## 2 水質汚濁関係

水質汚濁防止法に基づく特定施設（水質汚濁防止法施行令別表第1）

| 特 定 施 設 |   |
|---------|---|
| 1       | 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>(イ) 選鉱施設 (ロ) 選炭施設 (ハ) 坑水中和沈でん施設 (ニ) 掘さく用の泥水分離施設   |
| 1の2     | 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>(イ) 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）<br>(ロ) 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）<br>(ハ) 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） |
| 2       | 畜産食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>(イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設（洗びん施設を含む。） (ハ) 湯煮施設  |
| 3       | 水産食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>(イ) 水産動物原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 脱水施設 (ニ) ろ過施設 (ホ) 湯煮施設   |
| 4       | 野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>(イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 圧搾施設 (ニ) 湯煮施設  |
| 5       | みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>(イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 湯煮施設 (ニ) 濃縮施設 (ホ) 精製施設 (ヘ) ろ過施設   |
| 6       | 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設  |
| 7       | 砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>(イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設（流送施設を含む。） (ハ) ろ過施設 (ニ) 分離施設 (ホ) 精製施設   |
| 8       | パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう  |
| 9       | 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機  |
| 10      | 飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>(イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設（洗びん施設を含む。） (ハ) 搾汁施設 (ニ) ろ過施設 (ホ) 湯煮施設<br>(ヘ) 蒸留施設  |
| 11      | 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>(イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 圧搾施設 (ニ) 真空濃縮施設 (ホ) 水洗式脱臭施設   |
| 12      | 動物系油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>(イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 圧搾施設 (ニ) 分離施設   |
| 13      | イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>(イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 分離施設   |
| 14      | でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>(イ) 原料浸せき施設 (ロ) 洗浄施設（流送施設を含む。） (ハ) 分離施設 (ニ) 洗だめ及びこれに類する施設   |
| 15      | ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>(イ) 原料処理施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) 精製施設   |
| 16      | 麺類製造業の用に供する湯煮施設   |
| 17      | 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設  |
| 18      | インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設   |
| 18の2    | 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>(イ) 原料処理施設 (ロ) 湯煮施設 (ハ) 洗浄施設   |
| 18の3    | たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>(イ) 水洗式脱臭施設 (ロ) 洗浄施設  |
| 19      | 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>(イ) まゆ湯煮施設 (ロ) 副蚕処理施設 (ハ) 原料浸せき施設 (ニ) 精練機及び精練そう<br>(ホ) シルケット機 (ヘ) 漂白機及び漂白そう (ト) 染色施設 (チ) 薬液浸透施設<br>(リ) のり抜き施設             |
| 20      | 洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>(イ) 洗毛施設 (ロ) 洗化炭施設   |
| 21      | 化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>(イ) 湿式紡糸施設 (ロ) リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 (ハ) 原料回収施設   |
| 21の2    | 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー   |
| 21の3    | 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設  |
| 21の4    | パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>(イ) 湿式バーカー (ロ) 接着機洗浄施設  |
| 22      | 木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>(イ) 湿式バーカー (ロ) 薬液浸透施設  |

|      |   |
|------|---|
| 23   | <p>パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 原料浸せき施設 (ロ) 湿式バーカー (ハ) 碎木機 (ニ) 蒸解施設 (ホ) 蒸解廃液濃縮施設<br/> (ヘ) チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 (ト) 漂白施設 (チ) 抄紙施設 (抄造施設を含む。)<br/> (リ) セロハン製膜施設 (ヌ) 湿式繊維板成型施設 (ル) 廃ガス洗浄施設</p>   |
| 23の2 | <p>新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 自動式フィルム現像洗浄施設 (ロ) 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設</p>   |
| 24   | <p>化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) ろ過施設 (ロ) 分離施設 (ハ) 水洗式破砕施設 (ニ) 廃ガス洗浄施設 (ホ) 湿式集じん施設</p>   |
| 25   | 削除  |
| 26   | <p>無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 洗浄施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機<br/> (ニ) 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 (ホ) 廃ガス洗浄施設</p>  |
| 27   | <p>前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) ろ過施設 (ロ) 遠心分離機 (ハ) 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設<br/> (ニ) 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 (ホ) 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設<br/> (ヘ) 青酸製造施設のうち、反応施設 (ト) よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設<br/> (チ) 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 (リ) バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設<br/> (ヌ) 廃ガス洗浄施設 (ル) 湿式集じん施設</p>   |
| 28   | <p>カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 湿式アセチレンガス発生施設 (ロ) 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設<br/> (ハ) ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設<br/> (ニ) アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設<br/> (ホ) 塩化ビニルモノマー洗浄施設 (ヘ) クロロプレンモノマー洗浄施設</p>   |
| 29   | <p>コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) ベンゼン類硫酸洗浄施設 (ロ) 静置分離器 (ハ) タール酸ソーダ硫酸分解施設</p>   |
| 30   | <p>発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 原料処理施設 (ロ) 蒸留施設 (ハ) 遠心分離機 (ニ) ろ過施設</p>   |
| 31   | <p>メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設<br/> (ロ) ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設<br/> (ハ) フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設</p>   |
| 32   | <p>有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) ろ過施設 (ロ) 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 (ハ) 遠心分離機 (ニ) 廃ガス洗浄施設</p>  |
| 33   | <p>合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 縮合反応施設 (ロ) 水洗施設 (ハ) 遠心分離機 (ニ) 静置分離器<br/> (ホ) 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設<br/> (ヘ) ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設<br/> (ト) 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設<br/> (チ) ポリブデンの酸又はアルカリによる処理施設 (リ) 廃ガス洗浄施設 (ヌ) 湿式集じん施設</p>   |
| 34   | <p>合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) ろ過施設 (ロ) 脱水施設 (ハ) 水洗施設 (ニ) ラテックス濃縮施設<br/> (ホ) スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器</p>  |
| 35   | <p>有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 蒸留施設 (ロ) 分離施設 (ハ) 廃ガス洗浄施設</p>   |
| 36   | <p>合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 廃酸分離施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設 (ハ) 湿式集じん施設</p>  |
| 37   | <p>前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 洗浄施設 (ロ) 分離施設 (ハ) ろ過施設 (ニ) アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設<br/> (ホ) アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設<br/> (ヘ) アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設<br/> (ト) イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設<br/> (チ) エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設<br/> (リ) 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設<br/> (ヌ) シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設<br/> (ル) トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設<br/> (ヲ) ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設<br/> (ワ) プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器<br/> (カ) メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設<br/> (ヨ) メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設<br/> (タ) 廃ガス洗浄施設</p> |

|           |   |
|-----------|---|
| 38        | 石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>(イ) 原料精製施設 (ロ) 塩析施設   |
| 38 の<br>2 | 界面活性剤製造業の用に供する反応施設 (1, 4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)   |
| 39        | 硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>(イ) 脱酸施設 (ロ) 脱臭施設   |
| 40        | 脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設  |
| 41        | 香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>(イ) 洗浄施設 (ロ) 抽出施設  |
| 42        | ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>(イ) 原料処理施設 (ロ) 石灰づけ施設 (ハ) 洗浄施設   |
| 43        | 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設  |
| 44        | 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>(イ) 原料処理施設 (ロ) 脱水施設  |
| 45        | 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設  |
| 46        | 第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>(イ) 水洗施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 (ニ) 廃ガス洗浄施設   |
| 47        | 医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>(イ) 動物原料処理施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) 分離施設<br>(ニ) 混合施設 (第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。) (ホ) 廃ガス洗浄施設  |
| 48        | 火薬製造業の用に供する洗浄施設   |
| 49        | 農薬製造業の用に供する混合施設   |
| 50        | 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設  |
| 51        | 石油精製業 (潤滑油再生業を含む。) の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>(イ) 脱塩施設 (ロ) 原油常圧蒸留施設 (ハ) 脱硫施設 (ニ) 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設<br>(ホ) 潤滑油洗浄施設  |
| 51 の<br>2 | 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業 (防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設  |
| 51 の<br>3 | 医薬品若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設   |
| 52        | 皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>(イ) 洗浄施設 (ロ) 石灰づけ施設 (ハ) タニンづけ施設 (ニ) クロム浴施設 (ホ) 染色施設  |
| 53        | ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>(イ) 研磨洗浄施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設  |
| 54        | セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>(イ) 抄造施設 (ロ) 成型機 (ハ) 水養生施設 (蒸気養生施設を含む。)  |
| 55        | 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント   |
| 56        | 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設  |
| 57        | 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設   |
| 58        | 窯業原料 (うわ薬原料を含む。) の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>(イ) 水洗式破碎施設 (ロ) 水洗式分別施設 (ハ) 酸処理施設 (ニ) 脱水施設   |
| 59        | 碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>(イ) 水洗式破碎施設 (ロ) 水洗式分別施設  |
| 60        | 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設  |
| 61        | 鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>(イ) タール及びガス液分離施設 (ロ) ガス冷却洗浄施設 (ハ) 圧延施設 (ニ) 焼入れ施設 (ホ) 湿式集じん施設   |
| 62        | 非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>(イ) 還元そう (ロ) 電解施設 (溶融塩電解施設を除く。) (ハ) 焼入れ施設 (ニ) 水銀精製施設 (ホ) 廃ガス洗浄施設<br>(ヘ) 湿式集じん施設  |
| 63        | 金属製品製造業又は機械器具製造業 (武器製造業を含む。) の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>(イ) 焼入れ施設 (ロ) 電解式洗浄施設 (ハ) カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 (ニ) 水銀精製施設<br>(ホ) 廃ガス洗浄施設  |
| 63 の<br>2 | 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設   |
| 63 の<br>3 | 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設   |
| 64        | ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>(イ) タール及びガス液分離施設 (ロ) ガス冷却洗浄施設 (脱硫化水素施設を含む。)   |
| 64 の<br>2 | 水道施設 (水道法 (昭和32年法律第177号) 第3条第8項に規定するものをいう。)、工業用水道施設 (工業用水道事業法 (昭和33年法律第84号) 第2条第6項に規定するものをいう。)) 又は自家用工業用水道 (同法第21条第1項に規定するものをいう。) の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの (これらの浄水能力が一日当たり10,000立方メートル未満の事業場に係るものを除く。)<br>(イ) 沈でん施設 (ロ) ろ過施設 |

|           |   |
|-----------|---|
| 65        | 酸又はアルカリによる表面処理施設  |
| 66        | 電気めっき施設   |
| 66 の<br>2 | エチレンオキサイド又は1, 4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）  |
| 66 の<br>3 | 旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>（イ）ちゅう房施設 （ロ）洗濯施設 （ハ）入浴施設   |
| 66 の<br>4 | 共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）   |
| 66 の<br>5 | 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）   |
| 66 の<br>6 | 飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）  |
| 66 の<br>7 | そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）   |
| 66 の<br>8 | 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）   |
| 67        | 洗濯業の用に供する洗浄施設   |
| 68        | 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設  |
| 68 の<br>2 | 病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの<br>（イ）ちゅう房施設 （ロ）洗浄施設 （ハ）入浴施設   |
| 69        | と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設  |
| 69 の<br>2 | 中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第3項に規定するものをいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。）<br>（イ）卸売場 （ロ）仲卸売場   |
| 69 の<br>3 | 地方卸売市場（卸売市場法第2条第4項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第2条第2号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）<br>（イ）卸売場 （ロ）仲卸売場 |
| 70        | 廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）   |
| 70 の<br>2 | 自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）  |
| 71        | 自動式車両洗浄施設   |
| 71 の<br>2 | 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって次に掲げるもの。<br>（イ）洗浄施設 （ロ）焼入れ施設  |
| 71 の<br>3 | 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設   |

|      |   |
|------|---|
| 71の4 | <p>産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）が設置するもの</p> <p>(ロ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設</p> <p>(参考) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条</p> <p>1 汚泥の脱水施設であって、一日当たりの処理能力が10立方メートルを超えるもの</p> <p>3 汚泥（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(イ) 1日当たりの処理能力が5立方メートルを超えるもの (ロ) 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの</p> <p>(ハ) 火格子面積が2平方メートル以上のもの</p> <p>4 廃油の油水分離施設であって、1日当たりの処理能力が10立方メートルを超えるもの（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。）</p> <p>5 廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。）</p> <p>(イ) 1日当たりの処理能力が1立方メートルを超えるもの (ロ) 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの</p> <p>(ハ) 火格子面積が2平方メートル以上のもの</p> <p>6 廃酸又はアルカリの中和施設であって、1日当たりの処理能力が50立方メートルを超えるもの</p> <p>8 廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(イ) 1日当たりの処理能力が100キログラムを超えるもの (ロ) 火格子面積が2平方メートル以上のもの</p> <p>11 汚泥、廃酸、廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設</p> <p>12 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設</p> <p>12の2 廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設</p> <p>13 ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設</p> <p>13の2 産業廃棄物の焼却施設（第3号、第5号、第8号及び第12号に掲げるものを除く。）であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(イ) 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの</p> <p>(ロ) 火格子面積が2平方メートル以上のもの</p> |
| 71の5 | トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）  |
| 71の6 | トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）  |
| 72   | し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下の浄化槽を除く。）  |
| 73   | 下水道終末処理施設   |
| 74   | 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）  |

## 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく水質の汚濁に係る特定施設

（静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第6）

| 特定施設 |  |
|------|--|
| 1    | アスファルトプラントの廃ガス洗浄施設   |
| 2    | 非鉄金属製造業の用に供する次に掲げる施設<br>(1) 銅又は銅合金の用に供する圧延施設<br>(2) アルミニウム、アルミニウム合金、亜鉛又は亜鉛合金の用に供するダイカストマシン |
| 3    | ゴム製品製造業の用に供する混練施設  |
| 4    | ニッケルめっきの用に供する電気めっき施設   |

## 参考 その他、水質関係で規制等を受ける行為等

### 1 事故時の措置

（水質汚濁防止法第14条の2第1項から第3項、静岡県生活環境の保全等に関する条例第47条第1項及び第2項）

特定施設、指定施設又は貯油施設等から有害物質、指定物質又は油を含む水（以下「有害物質等」という。）が公共用水域へ流出又は地下浸透した場合、直ちに有害物質等の流出等防止措置を講ずるとともに、速やかに事故の状況及び措置の概要を市長に届け出てください。

### 2 地下水の水質の浄化に係る措置命令等

（水質汚濁防止法第14条の3、静岡県生活環境の保全等に関する条例第48条）

有害物質等の地下浸透により地下水汚染を生じたときは、行為者に対し、市長は地下水浄化のための措置をとることを命じることができます。

### 3 生活排水対策の推進（静岡県生活環境の保全等に関する条例第49条第3項）

生活排水を排出する者は、下水道整備地域、又は整備されることとなる地域以外においては、合併処理浄化槽の設置又は集合処理施設への接続を行うことにより、生活排水の適正な処理に努めなければなりません。

### 3 騒音関係

#### 騒音規制法に基づく特定施設（騒音規制法施行令別表第1）

| 特 定 施 設 |   |
|---------|---|
| 1       | 金属加工機械<br>(イ) 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。）<br>(ロ) 製管機械<br>(ハ) ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）<br>(ニ) 液圧プレス（矯正プレスを除く。）<br>(ホ) 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン（30重量トン）以上のものに限る。）<br>(ヘ) せん断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）<br>(ト) 鍛造機<br>(チ) ワイヤフォーマーマシン<br>(リ) プラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）<br>(ヌ) タンブラー<br>(ル) 切断機（といしを用いるものに限る。） |
| 2       | 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）  |
| 3       | 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）   |
| 4       | 織機（原動機を用いるものに限る。）   |
| 5       | 建設用資材製造機械<br>(イ) コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容器が0.45立方メートル以上のものに限る。）<br>(ロ) アスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）  |
| 6       | 穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）  |
| 7       | 木材加工機械<br>(イ) ドラムバーカー<br>(ロ) チッパー（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）<br>(ハ) 碎木機<br>(ニ) 帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）<br>(ホ) 丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）<br>(ヘ) かんな盤（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）  |
| 8       | 抄紙機   |
| 9       | 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）   |
| 10      | 合成樹脂用射出成形機  |
| 11      | 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）  |

#### 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音に係る特定施設

#### （静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第8）

| 特 定 施 設 |            | 規 模                                  |                         |
|---------|------------|--------------------------------------|-------------------------|
| 1       | 金属加工機械     | (1) 圧延機械                             |                         |
|         |            | (2) 製管機械                             |                         |
|         |            | (3) ベンディングマシン（ロール式のものに限る。）           | 原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの |
|         |            | (4) 液圧プレス（矯正プレスを除く。）                 |                         |
|         |            | (5) 機械プレス                            | 呼び加圧能力が49キロニュートン以上のもの   |
|         |            | (6) せん断機                             | 原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの |
|         |            | (7) 鍛造機                              |                         |
|         |            | (8) ワイヤフォーマーマシン                      |                         |
|         |            | (9) プラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。） |                         |
|         |            | (10) タンブラー                           |                         |
|         |            | (11) 旋 盤                             |                         |
|         |            | (12) ボール盤                            |                         |
|         |            | (13) 平削り盤                            |                         |
|         |            | (14) 型削り盤                            |                         |
|         |            | (15) 高速切断機                           |                         |
|         |            | (16) 研磨機（工具用研磨機を除く。）                 |                         |
| 2       | 空気圧縮機及び送風機 | 原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの              |                         |

|    |                           |                         |
|----|---------------------------|-------------------------|
| 3  | 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 | 原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの  |
| 4  | 繊維機械                      | (1) 織機(原動機を用いるものに限る。)   |
|    |                           | (2) 紡績機械                |
|    |                           | (3) 撚糸機                 |
|    |                           | (4) 製紐機                 |
| 5  | 建設用資材製造機械                 | (1) コンクリートプラント          |
|    |                           | (2) アスファルトプラント          |
| 6  | 穀物用製粉機(ロール式のものに限る。)       | 原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの |
| 7  | 木材加工用機械                   | (1) ドラムバーカー             |
|    |                           | (2) チッパー                |
|    |                           | (3) 碎木機                 |
|    |                           | (4) 帯のご盤                |
|    |                           | (5) 丸のご盤                |
|    |                           | (6) かな盤                 |
| 8  | 製紙機械<br>及び紙加工機械           | (1) 抄紙機                 |
|    |                           | (2) トイレットペーパーリワインダー     |
|    |                           | (3) コルゲートマシン            |
|    |                           | (4) 紙ひもより機              |
| 9  | 印刷機械(原動機を用いるものに限る。)       |                         |
| 10 | 合成樹脂用射出成形機                |                         |
| 11 | 鑄造型機                      |                         |
| 12 | クーリングタワー                  | 原動機の定格出力が0.75キロワット以上のもの |
| 13 | 集じん施設                     |                         |
| 14 | 冷凍機(圧縮機を用いるものに限る。)        | 原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの |

条例に基づく特定施設には、騒音規制法の指定区域内にある、騒音規制法の特定工場等に設置される施設を含まない。また、ひとつの特定工場に法と条例の両方の規制は適用されない。

#### 騒音規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音に係る特定建設作業

(騒音規制法施行令別表第2及び静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第11)

| 特 定 施 設 |   |
|---------|---|
| 1       | くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜き機(圧入式くい打くい抜き機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガートと併用する作業を除く。)     |
| 2       | びょう打機を使用する作業  |
| 3       | さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルをこえない作業に限る。)          |
| 4       | 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。) |
| 5       | コンクリートプラント(混練機の混練容器が0.45立方メートル以上のものに限る。)  |
| 6       | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 7       | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 8       | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 9       | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 10      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 11      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 12      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 13      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 14      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 15      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 16      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 17      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 18      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 19      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 20      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 21      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 22      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 23      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 24      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 25      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 26      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 27      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 28      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 29      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 30      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 31      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 32      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 33      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 34      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 35      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 36      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 37      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 38      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 39      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 40      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 41      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 42      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 43      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 44      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 45      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 46      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 47      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 48      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 49      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 50      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 51      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 52      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 53      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 54      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 55      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 56      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 57      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 58      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 59      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 60      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 61      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 62      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 63      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 64      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 65      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 66      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 67      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 68      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 69      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 70      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 71      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 72      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 73      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 74      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 75      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 76      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 77      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 78      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 79      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 80      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 81      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 82      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 83      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 84      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 85      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 86      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 87      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 88      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 89      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 90      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 91      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 92      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 93      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 94      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 95      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 96      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 97      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 98      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 99      | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |
| 100     | コンクリートプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  |

#### 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定作業

(静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第10)

| 作 業 |                                 |
|-----|---------------------------------|
| 1   | 厚さ0.5ミリメートル以上の材料を用いて行う板金又は製缶の作業 |
| 2   | 鉄骨又は橋りょうの組立ての作業                 |
| 3   | 鋼製船舶の建造又は修理の作業                  |

#### 参考 届出不要であるが、規制を受けるもの

- 生活環境への配慮(静岡県生活環境の保全等に関する条例第73条)  
県民は、その日常生活に伴って発生する騒音により周辺的生活環境を損なうことのないように配慮しなければならない。
- 深夜の静穏保持(静岡県生活環境の保全等に関する条例第74条)  
何人も、深夜(午後11時から翌日午前6時までの間をいう。以下同じ。)においては、相当数の住居が集合している区域及

びその周辺において、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。

3 深夜の騒音に係る営業時間の制限命令等（静岡県生活環境の保全等に関する条例第 75 条）

知事は、飲食店営業その他の規則で定める営業に係る深夜における騒音（音響機器音、楽器音その他客の出入りに伴う騒音を含む。以下この条において同じ。）が規則で定める基準に適合しないことによりその騒音を発生する場所の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該営業を行うものに対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、営業時間の制限又は騒音の防止の方法の改善を命ずることができる。

4 拡声機の使用制限（静岡県生活環境の保全等に関する条例第 76 条第 1 項）

何人も、拡声機を使用する場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、拡声機の使用の方法、使用の時間及び音量について規則で定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 病院、学校その他これらに類する施設の周辺の区域であって、規則で定める区域において、商業宣伝を目的として拡声機を使用するとき。
- (2) 商業宣伝を目的として航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項に規定する航空機をいう。から機外に向けて拡声機を使用するとき。
- (3) 前二号に掲げる場合のほか、屋外において又は屋内から屋外に向けて拡声機を使用するとき（広報その他の公共の目的のために拡声機を使用するとき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動のために拡声機を使用するときその他商業宣伝以外の目的のために拡声機を使用する場合であって規則で定めるときを除く。）。

## 4 振動関係

振動規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設

(振動規制法施行令別表第1及び静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第14)

| 特定施設 |   |
|------|---|
| 1    | 金属加工機械<br>(イ) 液圧プレス(矯正プレスを除く。) (ロ) 機械プレス<br>(ハ) せん断機(原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。) (ニ) 鍛造機<br>(ホ) ワイヤフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。) |
| 2    | 圧縮機※(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)  |
| 3    | 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)   |
| 4    | 織機(原動機を用いるものに限る。)   |
| 5    | コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。)                                  |
| 6    | 木材加工機械<br>(イ) ドラムバーカー (ロ) チッパー(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)  |
| 7    | 印刷機械(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)  |
| 8    | ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。)   |
| 9    | 合成樹脂用射出成形機  |
| 10   | 鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)  |

条例に基づく特定施設には、振動規制法の指定区域内にある、振動規制法の特定工場等に設置される施設を含まない。また、ひとつの特定工場に法と条例の両方の規制は適用されない。

※ 静岡県生活環境の保全等に関する条例の2圧縮機は圧縮機を用いる冷凍機も含む。

振動規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業

(振動規制法施行令別表第2及び静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第16)

| 特定施設 |  |
|------|--|
| 1    | くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)、又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業             |
| 2    | 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業   |
| 3    | 舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)           |
| 4    | ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。) |

## 5 悪臭関係

静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭に係る特定施設

(静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第18)

| 特定施設 |   |
|------|---|
| 1    | セロファン製膜施設   |
| 2    | アスファルト含滲紙又はコールタール含滲紙の製造の用に供する連続式含滲施設  |
| 3    | パルプ又は紙の製造の用に供する蒸解施設   |
| 4    | 調味料の製造又は穀物の加工の用に供する加熱型の乾燥施設   |
| 5    | 合成樹脂又はホルムアルデヒドの製造の用に供する反応施設   |
| 6    | 有機顔料の製造の用に供する反応施設   |
| 7    | 木材チップの堆積場であつて、面積が1,000平方メートル以上のもの   |
| 8    | 動物系の飼料若しくは肥料又はそれらの原料の製造の用に供する次に掲げる施設<br>(1) 蒸煮施設 (2) 湯煮施設 (3) 真空濃縮施設 (4) 乾燥施設 |
| 9    | 鶏舎であつて面積が400平方メートル以上のもの及び豚舎であつて面積が150平方メートル以上のもの                              |
| 10   | サイズの製造の用に供する反応施設  |

参考 届出不要であるが、規制を受けるもの

屋外における燃焼行為の制限（静岡県生活環境の保全等に関する条例第100条）

- 事業者は、燃焼の際ばい煙、悪臭等を発生するおそれのあるゴム、合成樹脂、油、紙、木材その他の規則で定める物を規則で定める基準によらず、屋外において燃焼させてはならない。ただし、規則で定める燃焼行為は、この限りでない。
  - 事業者以外の者及び前項ただし書の燃焼行為を行う事業者は、前項に定める物を屋外においてみだりに燃焼させてはならない。
- ※規則で定める物（第1項）：ゴム、合成樹脂、油（有機溶剤を含む。）、紙、木材（伐採木及び木の枝を含む。）、皮革、布、厨芥類

## 6 ダイオキシン関係

### ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設（大気関係）

（ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1）

| 特定施設 |   |
|------|---|
| 1    | 焼結鉢（鉄鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの   |
| 2    | 製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）であって、変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの   |
| 3    | 垂鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの垂鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が1時間あたり0.5トン以上のもの  |
| 4    | アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウム圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあつては、原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、溶解炉にあつては容量が1トン以上のもの |
| 5    | 廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が0.5平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50キログラム以上のもの                |

### ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設（水質関係）

（ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2）

| 特定施設 |  |
|------|--|
| 1    | 硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設  |
| 2    | カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設  |
| 3    | 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設   |
| 4    | アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設   |
| 5    | 担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設   |
| 6    | 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設  |
| 7    | カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの<br>イ 硫酸濃縮施設   ロ シクロヘキサン分離施設   ハ 廃ガス洗浄施設  |
| 8    | クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの<br>イ 水洗施設   ロ 廃ガス洗浄施設  |
| 9    | 4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの<br>イ ろ過施設   ロ 乾燥施設   ハ 廃ガス洗浄施設  |
| 10   | 2, 3-ジクロロ-1, 4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの<br>イ ろ過施設   ロ 廃ガス洗浄施設  |
| 11   | 8・18-ジクロロ-5, 15-ジエチル-5, 15-ジヒドロジンドロ [3, 2-b : 3', 2' -m] トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に [ジオキサジンバイオレット] という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの<br>イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設   ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設<br>ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設   ニ 熱風乾燥施設 |
| 12   | アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの<br>イ 廃ガス洗浄施設   ロ 湿式集じん施設   |

|    |  |
|----|--|
| 13 | 亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集塵機により集められたものからの亜鉛の回収に限る）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの<br>イ 精製施設      ロ 廃ガス洗浄施設      ハ 湿式集じん施設   |
| 14 | 担体付き触媒（使用済みのものに限る。）から金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの<br>イ ろ過施設      ロ 精製施設      ハ 廃ガス施設                                   |
| 15 | 別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの<br>イ 廃ガス洗浄施設      ロ 湿式集じん施設   |
| 16 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設<br>イ 廃PCB等PCB処理物の分解施設      ロ PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設  |
| 17 | フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの<br>イ プラズマ反応施設      ロ 廃ガス洗浄施設      ハ 湿式集じん施設 |
| 18 | 下水道終末処理施設（第一号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）  |
| 19 | 第1号から第8号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第8号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）   |

## 7 公害防止管理者等を必要とする工場

（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、同施行令、同施行規則）

### （1）特定工場（法第2条）

|   |  |
|---|--|
| 次に掲げる業種に属する事業の用に供する工場のうち、政令で定めるもの <sup>※1</sup> |  |
| 業 種   | 1 製造業（物品の加工業を含む。） 2 電気供給業 3 ガス供給業 4 熱供給業 |

※1 政令で定める工場

|   |  |
|---|--|
| 1 | 政令で定めるばい煙発生施設 <sup>※2</sup> が設置されている工場のうち、次に掲げるもの<br>（1）大気汚染防止法施行令別表第1の9の項に掲げるばい煙発生施設（硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。）又は同表の14から26の項までに掲げるばい煙発生施設のいずれかが設置されている工場<br>（2）前号に掲げる工場以外の工場で排出ガス量（設置されているばい煙発生施設において発生し、大気中に排出される気体の1時間当たりの量を温度が零度で圧力が1気圧の状態に換算したものの最大値の合計をいう。以下同じ。）が10,000立方メートル以上のもの |
| 2 | 政令で定める汚水等排出施設 <sup>※2</sup> が設置されている工場のうち、次に掲げるもの<br>（1）別表に掲げる汚水等排出施設 <sup>※2</sup> のいずれかが設置されている工場で排水水を出しているもの又は特定地下浸透水を浸透させているもの<br>（2）前号に掲げる工場以外の工場で排水水量（1日当たりの平均的な排水水の量をいう。以下同じ。）が1,000立方メートル以上のもの   |
| 3 | 政令で定める騒音発生施設 <sup>※2</sup> が設置されている工場のうち、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定された地域内にあるもの   |
| 4 | 政令で定める特定粉じん発生施設 <sup>※2</sup> が設置されている工場（第1号に掲げるものを除く。）  |
| 5 | 政令で定める一般粉じん排出施設 <sup>※2</sup> が設置されている工場（第1号及び前号に掲げるものを除く。）  |
| 6 | 政令で定める振動発生施設 <sup>※2</sup> が設置されている工場のうち、振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定された地域内にあるもの   |
| 7 | 政令で定めるダイオキシン類発生施設 <sup>※2</sup> が設置されている工場のうち、政令で定めるもの   |

※2 政令で定める施設

|   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | ばい煙発生施設   | 大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）別表第1に掲げる施設（同表の13の項に掲げる施設を除き、これらに相当する施設で鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。）                                 |
| 2 | 汚水等排出施設   | 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第2号から第59号まで、第61号から第63号まで、第63号の3、第64号、第65号から第66号の2まで、第71号の5及び第71号の6に掲げる施設（同表第62号に掲げる施設で鉱山保安法第2条第2項の鉱山に設置されるものを除く。） |
| 3 | 騒音発生施設    | 1 機械プレス（呼び加重能力が980キロニュートン以上のものに限る。）   |
|   |           | 2 鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）   |
| 4 | 特定粉じん発生施設 | 大気汚染防止法施行令別表第2の2に掲げる施設（これらに相当する鉱山保安法第2条第2項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。）  |
| 5 | 一般粉じん発生施設 | 大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる施設（これらに相当する鉱山保安法第2条第2項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。）  |

|   |             |  |  |
|---|-------------|--|--|
| 6 | 振動発生施設      | 1  | 液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2,941キロニュートン以上のものに限る。） |
|   |             | 2  | 機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。）                |
|   |             | 3  | 鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）                      |
| 7 | ダイオキシン類発生施設 | ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）別表第1第1号から第4号まで及び別表第2第1号から第14号までに掲げる施設 |  |

※3 別表（汚水等排出施設）

|    |  |
|----|--|
| 1  | 水質汚濁防止法施行令別表第1（以下単に「別表第1」という。）第19号に掲げる施設（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液乾燥の用に供するものに限る。）   |
| 2  | 別表第1第22号に掲げる施設（六価クロム化合物又は砒素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するものに限る。）  |
| 3  | 別表第1第23号の2に掲げる施設（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するものに限る。）  |
| 4  | 別表第1第24号に掲げる施設（ふっ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するものに限る。）   |
| 5  | 削除   |
| 6  | 別表第1第26号に掲げる施設（カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機染料の製造の用に供するものに限る。）   |
| 7  | 別表第1第27号に掲げる施設（水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質（以下「有害物質」という。）又はこれらを含有する物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造の用に供するもの及び黄燐の製造の用に供するものに限る。）  |
| 8  | 別表第1第28号に掲げる施設（塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る。）   |
| 9  | 別表第1第29号に掲げる施設   |
| 10 | 別表第1第31号に掲げる施設（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る。）  |
| 11 | 別表第1第32号に掲げる施設（トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機染料若しくは合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系染料の製造の用に供するものに限る。）   |
| 12 | 別表第1第33号に掲げる施設（塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、1,4-ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレート（PET）の製造の用に供するものに限る。）   |
| 13 | 別表第1第34号に掲げる施設（テトラクロロエチレンを含有する物質若しくは2-クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る。）   |
| 14 | 別表第1第35号に掲げる施設（2-クロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するものに限る。）   |
| 15 | 別表第1第37号に掲げる施設（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸（カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料（硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。）、高級アルコール（1分子を構成する炭素の原子の数が6個以上のアルコールをい）、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、キシレン（ほう素化合物を触媒として使用し、又はふっ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。）、アルキルベンゼン（ふっ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）若しくはエチレンオキシドの製造の用に供するもの又はエチレンオキシドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに限る。） |
| 16 | 別表第1第38号の2に掲げる施設   |
| 17 | 別表第1第41号に掲げる施設（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る。）   |
| 18 | 別表第1第43号に掲げる施設   |
| 19 | 別表第1第46号に掲げる施設（有害物質若しくはこれらを含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジオキサンを溶媒として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに限る。）   |
| 20 | 別表第1第47号に掲げる施設（水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒素若しくはその化合物若しくはこれらを含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジオキサンを溶媒として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る。）   |
| 21 | 別表第1第48号に掲げる施設（ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る。）  |
| 22 | 別表第1第50号に掲げる施設（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は1,4-ジオキサンの試薬の製造の用に供するものに限る。）  |
| 23 | 別表第1第51号に掲げる施設（トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る。）   |
| 24 | 別表第1第53号に掲げる施設（硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふっ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふっ素若しくはその化合物を使用する研磨洗浄の用に供するものに限る。）  |
| 25 | 別表第1第58号に掲げる施設（ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するものに限る。）   |
| 26 | 別表第1第61号に掲げる施設（コークスの製造又は揮発性ガスの冷却洗浄の用に供するものに限る。）  |

|    |   |
|----|---|
| 27 | 別表第1第62号に掲げる施設（銅、鉛若しくは亜鉛の第一次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第二次製錬、水銀の精製又はふっ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するものに限る。）                                |
| 28 | 別表第1第63号に掲げる施設（液体炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る。）                                   |
| 29 | 別表第1第63号の3に掲げる施設  |
| 30 | 別表第1第64号に掲げる施設（コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するものに限る。）  |
| 31 | 別表第1第65号に掲げる施設（クロム酸、ほう酸若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硫酸化合物若しくは亜硫酸化合物による表面処理の用に供するものに限る。）                           |
| 32 | 別表第1第66号に掲げる施設（カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふっ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硫酸化合物若しくは亜硫酸化合物を使用する電気めっきの用に供するものに限る。） |
| 33 | 別表第1第66号の2に掲げる施設  |
| 34 | 別表第1第71号の5に掲げる施設  |
| 35 | 別表第1第71号の6に掲げる施設  |

(2) 公害防止統括者の選任（法第3条）

|         | 選任が必要な特定工場              | 資格等                             |
|---------|-------------------------|---------------------------------|
| 公害防止統括者 | 常時使用する従業員の数が20人を超える特定工場 | 当該特定工場においてその業務の実施を統括管理する者（資格不要） |

(3) 公害防止管理者の選任（法第4条）

| 特定工場における施設の区分 |                |   | 資格等   |   |
|---------------|----------------|---|---|---|
| 1             | ばい煙発生施設        | 1 | 大気汚染防止法施行令別表第1の9の項に掲げるばい煙発生施設（硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。）又は同表の14から26の項までに掲げるばい煙発生施設のいずれかが設置されている工場 | 排出ガス量が40,000立方メートル以上の工場<br>大気関係1種         |
|               |                |   | 排出ガス量が40,000立方メートル未満の工場<br>大気関係1種又は大気関係2種   |   |
|               |                | 2 | 前号に掲げる工場以外の工場で排出ガス量（設置されているばい煙発生施設において発生し、大気中に排出される気体の1時間当たりの量を温度が零度で圧力が1気圧の状態に換算したものの最大値の合計をいう。以下同じ。）が10,000立方メートル以上のもの                      | 排出ガス量が40,000立方メートル以上の工場<br>大気関係1種又は大気関係3種 |
|               |                |   | 排出ガス量が40,000立方メートル未満の工場<br>大気関係1種、2種、3種又は4種   |   |
| 2             | 汚水等排出施設        | 1 | 別表に掲げる「汚水排出施設」※3のいずれかが設置されている工場で排水を出しているもの又は特定地下浸透水を浸透させているもの   | 排水量が10,000立方メートル以上の工場<br>水質関係1種           |
|               |                |   | 排水量が10,000立方メートル未満の工場<br>水質関係1種又は水質関係2種   |   |
|               |                | 2 | 前号に掲げる工場以外の工場で排水量（1日当たりの平均的な排水の量をいう。以下同じ。）が1,000立方メートル以上のもの   | 排水量が10,000立方メートル以上の工場<br>水質関係1種又は水質関係3種   |
|               |                |   | 排水量が10,000立方メートル未満の工場<br>水質関係1種、2種、3種又は4種   |   |
| 3             | 騒音発生施設又は振動発生施設 |   | 騒音・振動関係   |   |
| 4             | 特定粉じん発生施設      |   | 大気関係1種、2種、3種、4種又は特定粉じん関係  |   |
| 5             | 一般粉じん発生施設      |   | 大気関係1種、2種、3種、4種、特定粉じん関係又は一般粉じん関係  |   |
| 6             | ダイオキシン類発生施設    |   | ダイオキシン類関係   |   |

- 1 ばい煙発生施設又は汚水等排出施設が設置されている特定工場にあっては、施設の区分ごとに、それぞれ公害防止管理者を選任しなければならない。
- 2 一定の要件を満たす場合を除き、2以上の工場について同一の公害防止管理者を選任してはならない。
- 3 資格等には、施設の区分ごとに定められた所定の講習の過程を修了した者も含まれる。

#### (4) 公害防止主任管理者の選任（法第5条）

|           | 選任が必要な特定工場  | 資格等   |
|-----------|---|---|
| 公害防止主任管理者 | ばい煙発生施設及び汚水等排出施設が設置されている工場で、排出ガス量が40,000立方メートル以上であり、かつ、排出水量が10,000立方メートル以上であるもの（当該工場においてはばい煙並びに汚水及び汚液の処理を確実に行うことができるものとして主務省令で定める要件に該当する場合を除く。） | 公害防止主任管理者試験に合格した者、大気1種又は大気3種の資格を有する者であり、かつ、水質1種又は水質3種の資格を有する者 |

- 1 2以上の工場について同一の公害防止主任管理者を選任してはならない。
- 2 資格等には、所定の講習の課程を修了した者も含まれる。

#### (5) 代理者の選任（法第6条）

- 1 公害防止統括者、公害防止管理者及び公害防止主任管理者については、その代理者を選任しなければならない。
- 2 代理者は、代理する公害防止管理者等に関する資格を有する者のうちから選任しなければならない。

## 8 工場等新設・増設事前協議

（静岡県生活環境の保全等に関する条例、同施行規則）

### (1) 事前協議対象工場等

| 対象施設                                 | 要件  |
|--------------------------------------|---|
| 大気汚染防止法第2条第2項で規定するばい煙発生施設            | 左記施設を設置する工場又は事業場であって、当該施設において発生し、排出口から大気中に排出される静岡県生活環境の保全等に関する条例第3条に規定する有害物質を含む排出ガスの量の合計が、温度が零度で、圧力が1気圧の状態に換算した状態で毎時10,000立方メートル以上のもの |
| 静岡県生活環境の保全等に関する条例第11条第2項に規定するばい煙発生施設 |   |
| 水質汚濁防止法第2条第2項で規定する特定施設               | 左記施設を設置する工場又は事業場であって、当該工場又は事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量が2,000立方メートル（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）第2条に掲げる有害物質を含む排出水にあっては、その量が50立方メートル）以上のもの    |
| 静岡県生活環境の保全等に関する条例第33条第2項に規定する特定施設    |   |

### (2) 事前協議の対象となる行為

- 1 事前協議対象工場又は事業場の新設（静岡県生活環境の保全等に関する条例第10条第1項）
- 2 新たに事前協議対象工場等になるような対象施設の増設  
（静岡県生活環境の保全等に関する条例第10条第2項）
- 3 事前協議対象工場等における対象施設の増設  
（静岡県生活環境の保全等に関する条例第10条第2項）

※環境マネジメントシステム（ISO14001又はエコアクション21）を導入している場合には、一定の条件のもとで事前協議の免除を受けることができる。（その場合、免除申請の届出が必要になります）

## 9 届出期日、提出先等

### (1) 届出期日

| 届出対象となる施設等           | 設置届・変更届・実施届・選任届・解任届                              | 氏名変更届・廃止届・承継届                                     |
|----------------------|--|---|
| ばい煙発生施設              | 設置(変更) 工事着手の60日以上前                               | 氏名変更・廃止・承継があった日から30日以内                            |
| 揮発性有機化合物排出施設         | 設置(変更) 工事着手の60日以上前                               | 氏名変更・廃止・承継があった日から30日以内                            |
| 一般粉じん排出施設            | 設置工事着手前  | 氏名変更・廃止・承継があった日から30日以内                            |
| 特定粉じん発生施設            | 設置(変更) 工事着手の60日以上前                               | 氏名変更・廃止・承継があった日から30日以内                            |
| 特定粉じん等排出作業           | 作業の開始の日の14日以上前                                   |   |
| 水銀排出施設               | 設置(変更) 工事着手の60日以上前                               | 氏名変更・廃止・承継があった日から30日以内                            |
| 水質に係る特定施設            | 設置(変更) 工事着手の60日以上前                               | 氏名変更・廃止・承継があった日から30日以内                            |
| 有害物質貯蔵指定施設           | 設置(変更) 工事着手の60日以上前                               | 氏名変更・廃止・承継があった日から30日以内                            |
| 騒音に係る特定施設            | 設置工事開始の日の30日前まで                                  | 氏名変更・廃止・承継があった日から30日以内                            |
| 騒音に係る特定作業            | 作業の開始の日の30日前まで                                   | 氏名変更・廃止・承継があった日から30日以内                            |
| 騒音に係る特定建設作業          | 作業の開始の日の7日前まで                                    |   |
| 振動に係る特定施設            | 設置工事開始の日の30日前まで                                  | 氏名変更・廃止・承継があった日から30日以内                            |
| 振動に係る特定建設作業          | 作業の開始の日の7日前まで                                    |   |
| 悪臭に係る特定施設            | 設置工事開始の日の30日前まで                                  | 氏名変更・廃止・承継があった日から30日以内                            |
| ダイオキシン類に係る特定施設       | 設置(変更) 工事着手の60日以上前                               | 氏名変更・廃止・承継があった日から30日以内                            |
| 事前協議書又は<br>事前協議免除届出書 | 新設又は増設の工事開始の90日前まで                               |   |
| 公害防止統括者              | 選任すべき事由が発生した日から30日以内に選任し、選任・解任・死亡があった日から30日以内に届出 | 特定工場を設置している者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を届出 |
| 公害防止統括者の代理者          |  |   |
| 公害防止管理者              | 選任すべき事由が発生してから60日以内に選任し、選任・解任・死亡があった日から30日以内に届出  |   |
| 公害防止管理者の代理者          |  |   |
| 公害防止主任管理者            |  |   |
| 公害防止主任管理者の代理者        |  |   |

### (2) 提出先

静岡市環境局 環境保全課

(特定建設作業実施届、氏名変更届等の軽易な届出を除き、原則として窓口へ届出をお持ちください。)

### (3) 規制基準

届出対象となる施設等には、規制基準、構造基準等が課せられる場合があります。詳細は、担当までお問い合わせください。

### (4) 測定義務等

ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、水銀排出施設、汚水に係る特定施設及びダイオキシン類に係る特定施設を設置した場合、排出口等における自主測定が義務付けられおり、その結果を3年間保存しなければなりません。また、その結果について、市長が特定施設の設置者等に対して、任意に報告を求めることがあります。

#### 問合せ先・提出先

静岡市環境局 環境保全課  
 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号  
 静岡市役所 静岡庁舎 新館13階  
 電話 054-221-1358 (大気係)  
 054-221-1359 (水質係)  
 F A X 054-221-1186